



対流 Heart to Heart 2016.1

つくる人、はこぶ人、たべる人。農山漁村に住む人、都市に住む人。自分の居場所や立場を越えて人と人、人と自然のあらたなかかわりは顔の見える交流 (Face to Face) から心が響きあう対流 (Heart to Heart) へ。

2016年1月25日発行 特定非営利活動法人 有機農業認証協会
〒564-0063 大阪府吹田市江坂町1丁目23-19
TEL : 06-6330-0823 FAX : 06-6330-0735
MAIL : yuukinin@apricot.ocn.ne.jp HP : <http://yuukinin.org/>

Contents

1. 理事長より
2. 事業・活動報告
3. 新規認定事業者紹介
4. お知らせ
5. 判定委員会からのお願い
6. 今後の予定

1. 理事長より

『新年のご挨拶』



中塚 華奈

皆様、新年あけましておめでとうございます。暖冬の影響を受けて野菜が育ちすぎたり、品質が低下したりして、大変な想いをされている農家のかたがたのニュースをおききし、胸が痛むお正月の幕開けとなりました。

昨年の12月3日に農林水産省告示第2597号として改正された新たな「有機農産物の日本農林規格」が2016年1月2日に施行されました。これまであくまでも有機農産物は「土壌の性質由来するもの」と規定されていましたが、ここにきて有機農産物に「種子の性質由来するスプラウト類（貝割れ大根、豆苗、もやし等）」が仲間入りしたのです。実態にあわせ

て有機JASの規格も柔軟に変更されていくようですね。

実態にあわせるといえば、近年、バレンタインデーの商法もあいまって、多種多様なチョコレートが出回るなかで、オーガニックチョコレートもよく目にするようになりました。しかし、現在、指定農林物資は農産物と農産物加工食品のみであり、畜産物は指定農林物資ではないため、畜産物である牛乳が5%以上使われているオーガニックチョコレートには有機JASマークをつけなくても違反にはなりません。紛い物のオーガニックチョコレートが出回るようになってからでないと、有機畜産物は指定農林物資にならないと某役所のかたからお聞きしたことがあります。有機JAS制度は規制法なので仕方ないのかもしれませんが。

昨年末は、有機JASで認定を受けていた生産行程管理者が使用していた資材に、有機JASでは使用可能でないものが混入していたこ

とが発覚した事例がいくつも報道されたのも記憶に新しいところです。肥料会社が製造した肥料に「有機JASの別表1に記載されている使用可能な肥料および土壌改良資材である」という証明書を出していても、その証明書に記載された内容に間違いがあることがわかると、その資材を使用している生産行程管理者が最も迷惑を被ることになります。みなさんの畑に投入する資材については、原則ほ場内循環ですが、やむを得ない場合で必要最低限の複合原材料でできているものを投入する場合については、原材料の原材料までさかのぼって有機JASに適合していないものが混入することのないよう、各自、責任をもってセレクトしてくださいよう、よろしくお願いいたします。

2. 事業・活動報告



◆理事会（11/6）

2015年度第4回の理事会が開催され、活動報告、決算報告などについて検討し、第17回会員総会の日程等を決めました。

◆第5回大阪産大集合（11/28）

大阪府が主催する、大阪産の農産物や加工食品が一堂に会するイベント「大阪産（もん）大集合」に、大阪の有機農業情報ネットワークである「オーガニック大阪」のメンバーとして、中塚、片岡、岡田が参加しました。会場は万博公園おまつり広場で、お天気にも恵まれましたが、最寄駅を降りる人々の足は少し前にオープンしたエキスポシティという広大な商業施設へ。来場者が少ないと有機JAS制度のアピールもなかなか難しく、課題の残るイベントとなりましたが、今後もイベント等を通じて積極的に啓発・広報活動を行っていきます。



◆肥料勉強会（12/7）

昨年のゴールド興産以降続出した資材の偽装問題を受けて、日本有機食品認定連絡協議会が開催した勉強会に参加しました。講師は肥料メーカーである片倉チッカリンの技術主幹・福島正文氏。講義の内容は、①肥料取締法について、②普通肥料と特殊肥料の材料について、③土壌改良資材について、④演習（肥料成分を実際に計算してみる）というもので、肥料の基礎ともいえるものでした。これまであまり学ぶ機会のなかった内容が多く、これをきっかけに知見を深めていきたいと思います。

◆有機農業現地研修会（1/16）

オーガニック大阪が主催する初めての現地研修会に事務局より片岡、岡田の2名が参加しました。研修先は、オーガニック大阪代表で当協会の認定事業者でもある仲野さんのほ場がある大阪府堺市鉢ヶ峰という地域です。仲野さんが生産を始めたのは、勤めていた地元JAを退職した10年ほど前からで、現在はハウスと露地を合わせて55aで葉物、エンドウ類、果菜類、大根、カブなどを栽培されています。当日は堺を中心に仲野さんが昨年立ち上げたオーガニックSSのメンバーなど50人以上が参加しました。研修後にはオーガニック野菜をふんだんに使ったランチバイキングをいただき、好天に恵まれたこともあり有意義な集まりとなりました。



◆有機JAS個別講習会

12/3に有機農産物、12/17に有機加工食品を対象とした個別講習会を当協会事務所に開催しました。

◆判定委員会（11/16、12/14・25）

新規検査2件（有機農産物加工食品の輸入業者）、年次調査24件（有機農産物の生産行程管理者12件、有機加工食品の生産行程管理者7件、小分け業者4件、輸入業者1件）の他に保管施設追加が1件でした。



3. 新規認定事業者のご紹介

新規に認定を取得された事業者の皆さんをご紹介します。

◆**フロンティア物産(株)**：有機農産物加工食品の輸入業者(兵庫県神戸市) 有機ポテトチップス等の輸入を予定されています。

<http://frontier-bussan.com/>

◆**(株)オフィス・サハラ**：有機農産物加工食品の輸入業者(京都府長岡京市)「スーパーフード」として最近話題のチアシード等の輸入を予定されています。

<http://www.sahara-group.co.jp/>



4. お知らせ

◆**JAS 規格・認定の技術的基準の改正について**
すでに事業者の皆様にはメール・FAXにてお知らせしていますが、昨年12月3日付で有機 JAS 規格と認定の技術的基準が改正されました。改正されたのは以下の2点です。

① 栽培場で生産するスプラウト類を有機農産物の JAS 規格の対象としました。

(有機農産物の JAS 規格、有機農産物の認定の技術的基準の改正)

※「スプラウト」とはモヤシやカイワレ大根など「食用新芽」のこと

② 認定の技術的基準における生産行程管理者等の担当者の資格について、旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中学校を卒業した者の規定を削除しました。

詳細は農林水産省のホームページ(http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuu_ki.html)をご確認ください。またインターネット環境のない方で改正後の規格等について紙媒体のものをご希望の方はお知らせください。事務局よりお送りさせていただきます。

◆**平成27年度有機 JAS 規格使用可能資材評価調査・検査業務について**

一連の肥料偽装問題を受けて、農林水産省は昨年12月1日付で表記の業務についての入札公告を行い、当協会も加盟している有機 JAS 資材評価協議会が受託しました。

具体的な業務の内容は、全国の認定機関を通じてリストアップされた300点ほどの資材に

ついて証明書等の書類の再評価を行い、また一部の資材については試料分析や実地調査を行った上で、あらかじめ証明書を取り寄せる必要のない資材リストとして農林水産省のホームページに公開するというものです。これは平成27年度の補正予算で組まれた事業であるため3月中に成果報告をしなければならず、認定機関のみならず事業者の皆様のご協力をお願いする必要があるかと思いますが、その節はよろしくお願いいたします。

◆**資材の適合性をめぐる問題**

昨年は6月にゴールド興産の原料偽装があり、11月には太平物産、そして12月に入ると五月雨のように複数のメーカーによる偽装が発覚し、大きな問題となりました。特に有機 JAS 制度に基づいて農産物や加工食品を生産・製造していた事業者にとっては該当する生産物に格付することができなくなるという甚大な被害がもたらされました。また、同時にこの問題は有機 JAS 制度そのものに対する信頼を損ねるものでもありました。2016年1月末現在で偽装を行っていた肥料メーカーと有機 JAS 適合をうたった資材の有無を整理しておきます。

メーカー名	本社所在地	プレスリリース	JAS 適合資材	資材名
太平物産	秋田県	11月20日	有	おらほの肥し
旭肥料	東京都	12月4日	無	
相模肥糧	神奈川県	12月4日	無	
ジャット	大阪府	12月11日	無	
中田商会	大阪府	12月11日	有	複合肥料684号
富山魚糧	富山県	12月11日	無	
九鬼肥料工業	三重県	12月17日	無	

このような事態を受けて、農水省は資材の再評価とそのリストの公開を急ぎ実施することとなりましたが、このリストですべての資材をカバーできるわけではありません。基本的には資材を使用する事業者の皆様が JAS 規格への適合性を適切に評価することが最重要課題です。

◆農林水産省 有機・行程規格班のメールアドレスの変更について

昨年、農林水産省の有機 JAS を担当する部署が異動し、担当班の名称も「有機食品制度班」から「有機・行程規格班」に変わった旨のお知らせをいたしました。年明けよりメールアドレスも変わりましたのでお知らせします。旧アドレスは4月以降受信できませんので、ご注意ください。

新：yuki_seido@maff.go.jp

旧：yuki_seido@nm.maff.go.jp



◆第17回会員総会について

当協会の第17回会員総会を下記の通り開催いたします。会員の皆様には改めてメールまたは郵送にて議案書等を送付させていただきます。また、総会終了後には、現在有機食品に特化した新たな店舗展開を計画されている(株)ライフコーポレーションの竹下太様と農林水産省 有機・行程規格班の長谷亮一様をゲストにお招きし、有機食品の消費拡大へ向けた課題について展望をお話しいただく予定です。総会・シンポジウム終了後には、恒例となったマッチング交流会も行います。新たな出会いから新しいチャンスが生まれるかもしれません。皆様、是非万障繰り合わせてご参加いただきますようお願いいたします。

日程：2016年3月24日（木）

場所：大阪研修センター江坂（地下鉄御堂筋線江坂駅より徒歩5分）

時間・プログラム：

14：00～14：30…第17回会員総会

14：30～16：00…記念シンポジウム「有機食品の消費拡大への展望（仮題）」
話題提供：竹下太様（ライフコーポレーション）、長谷亮一様（農林水産省）

16：00～17：00…マッチング交流会
生産、小分け、輸入、流通に携わる皆様の出会いの場です。

17：00～19：00…懇親会（別途参加費を頂きます）場所を変えて、食事をしながらの歓談の場です（会場未定）。

5. 判定委員会からのお願い

◆有機 JAS 規格第4条の基準に適合する種苗について

有機 JAS 規格第4条の「ほ場を使用する種子又は苗等」の1に適合する種苗について、当協会ではこれまで慣例的に「有機種子」、「有機

種苗」という言葉を使う事がありました。種苗に関しては「有機」と表示するための基準はありませんので、今後は使用種苗一覧などの書類には種苗の項1～3のどれに適合しているかを記載するようにしてください。（使用種苗記録の様式は当協会 HP よりダウンロード可能です。）またその際に、1に適合する種苗の場合には根拠となる記録書類が必要です。多くは自家採種のケースですが、採取したほ場、日付、採取量などが確認できるような記録の作成・保存をお願いいたします。

◆育苗記録について

認定ほ場以外で育苗する場合には、育苗場所、培土、肥料などの投入資材の種類と使用量が確認できる育苗記録を作成してください。文書として記録・保存されていないケースが散見されます。

◆資材の証明書について

資材の適合性について厳密さが求められています。基本的には「適合証明書」、「原材料」、「製造工程図」を使用者である皆さんが取り寄せなければなりません。また原材料の中に複合原料（複数の原材料で生産されたもの）があれば、その原材料の一つ一つについての適合証明書が必要です。さらに別表1及び別表2の資材には様々な基準が設けられています。適切な証明書の入手、基準へ適合している事等を十分に確認していただく必要があります。農林水産省のホームページには資材の適合性を判断するための「手順書」が掲載されています（http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/yuuki_tejunsyo_270205.pdf）ので、有機農産物の生産行程管理者の皆様はご確認いただけますようお願いいたします。なお、インターネット環境のない方で紙媒体のものをご希望の方はお知らせください。事務局よりお送りさせていただきます。

6. 今後の予定

◆2月1日（月）：判定委員会

◆2月9日（火）：理事会

◆2月16日（火）：会計監査

◆2月18日（木）：業務監査

◆2月29日（月）：公平性委員会

◆3月4日（金）：要員評価・マシ ヌトビ 1-

◆3月24日（木）：総会

